

令和2年6月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和2年6月25日（木曜日）

令和2年6月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年6月25日(木曜日) 午前9時00分～午前10時20分

2 開催場所 南大隅町中央公民館 大会議室

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋口初男
委 員	1番	吉永一雪
〃	2番	富田良成
〃	3番	北之口洋一
〃	5番	淵脇耕二
〃	6番	溝田耕一
〃	7番	東山崎勝一
〃	8番	田淵哲朗
〃	9番	松山和子
〃	10番	徳留徳次
〃	11番	後藤望
〃	12番	横原洋伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎
事務局次長兼係長 戸島 和則
事務局会計年度職員 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第121号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第122号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第123号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第124号 非農地証明願いに係る証明について

議案第125号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第126号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の活動計画等の決定について

議案第127号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和2年6月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は12名です。全員出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、10番の徳留委員と11番の後藤委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第121号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は4件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2ページをお開きください。農地法第3条の許可申請でございますが、所有権の移転
に関するものが4件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第121号 議案書の読み上げ)

3ページの集計表、受付番号1番の資料は4ページ、5ページです。受付番号2番は
6ページ、7ページです。受付番号3番は8ページから10ページ、受付番号4番は11
ページ、12ページとなっております。それぞれお目通しください。

また、別添の調査書についても、受付番号1番から4番まで、それぞれの審議の際に
ご覧いただきたいと思っております。

議長： ここで、事務局からの説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡
潔にお願いします。

6番： はい。

議長： 溝田委員どうぞ。

6番： 6番、溝田です。6月19日に申請人と野村推進委員と私とで現地調査を行いました。
〇〇の〇〇番〇は〇〇集落の東側、〇〇の北側にあり北は宅地、西は水田、東と南は用
水路です。現在、雑草が生えていますが、耕耘すれば水田として活用できます。〇〇の
〇〇番〇は、〇〇集落の北西側で、〇〇より〇〇を東に入ったところで、西側は水田、
東側は道路になっており、現在、雑草が生えていますが、耕耘すれば水田として活用で
きます。調査の意見としまして、譲受人は町内で建設業を営んでいます。今回、譲渡人
が所有する家屋購入とあわせて、農地についても売買ということです。譲渡人は高齢の
ため、子供さん住む県外に転出されていて、今後、営農の計画はありません。譲受人は
本件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障はないと考
えます。以上です。

議長： ありがとうございます。

次に受付番号2番の報告をお願いします。

6 番： はい。

議 長： 溝田委員どうぞ。

6 番： 6月19日に申請人と野村推進委員と私とで現地を調査しました。〇〇の〇〇番は〇〇集落の入り口付近で、〇〇線より50メートル北に入ったところで、現在、整地され一部が資材置き場となっています。東側は宅地で石垣が積まれており、西、南、北は水田地帯で普通水稻でした。〇〇の〇〇番は〇〇番のすぐ北に位置していて、現在整地されております。調査の意見としまして、譲受人は町内で建設業と農業の兼業農家です。今回、妻の弟を国外から永住させ、譲受人と共に農業を営む計画で売買になりました。永住権取得に向け準備中で、取得ができなかった場合でも、譲受人がバレイショなど野菜を中心に作付けをするそうです。本件の取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。以上です。

議 長： 事務局。

事務局： はい。まず、受付番号1番について補足をさせていただきます。5ページの航空写真をお開きいただきたいと思えます。空き家バンクに登録された家屋と合わせた農地取得ですが、その家屋については、〇〇番〇の上に〇〇番〇がございますが、〇〇さんが所有される住宅となっております。住宅の購入については、〇〇さんの親族ために購入することになり、合わせて農地取得となったところであります。受付番号2番につきましては、7ページの航空写真をお開きください。〇〇番に資材置き場が設置されていると調査の報告でございましたが、設置場所は〇〇番の右端にあたります。面積については約120㎡でした。会長と現地調査を行い、〇〇さん本人に来庁いただき、注意をしたところでもあります。その際に、本人から確認したところ、農業資材の倉庫と格納庫を設置しているということでした。その理由として、〇〇さんが〇〇の〇〇に居住されており、機械類をその都度、運搬することが大変であり、ここに機械類を置きたいということのようです。そのため、3条申請の許可後、4条申請、200㎡以下ですので、届け出を提出していただくということと、合わせて始末書の添付を条件としており、厳重注意をしておりますので、ご審議いただきたいと思えます。あと、始末書については既に提出いただいております。

議 長： ありがとうございます。
次に受付番号3番の報告をお願いします。

8 番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

8 番： 8番、田淵です。今回の申請は〇〇と〇〇とニカ所に分かれておりましたので、私の方で調査をしました。6月15日に譲受人の〇〇さんと現地調査をしました。年齢を見ますと〇〇歳となっておりますが、非常に元気な方で、〇〇歳には見えませんでした。この案件については、建物の売買であったようですが、譲渡人が農地を含めての売買を提示されて、今回の申請になったようです。耕作について、〇〇さんは〇〇で生産牛を経営されているため、自ら耕作するのは難しいとのことで、〇〇の知り合いに耕作はお

願いする予定です。〇〇の〇〇番〇は、最近は耕作されず、雑草が生えていますが、隣接の方が一緒に耕作する話しになっているようです。〇〇の〇〇番〇は住宅地の道路脇で雑草が生えています。面積も 164 m²と狭く、菜園程度にしか利用できないようです。〇〇の水田は〇〇公民館から西側にあり、3筆で1枚になっており南部開発の区域内です。昨年までは耕作されていましたが、今は雑草が生えています。ここについても、〇〇の知り合いに耕作をお願いするので、地域農業には迷惑をかけないよう協力することです。調査の結果としまして、本人が耕作しない農地を取得するのは、如何なものかという気もしますが、譲渡人が県外に所在し、荒地地になることを思えば、農地を荒らさない一つの方法でもあるのかと考えます。

議 長： ありがとうございます。
次に受付番号4番の報告をお願いします。

12番： はい。

議 長： 横原委員どうぞ。

12番： 12番、横原です。6月19日に私、吉田推進委員、〇〇の担当者の方と現地調査を行いましたので、報告します。申請地は、4月の総会で許可された農地の隣にあり、10年程前までお茶の栽培がされていましたが、現在は耕作されておらず、竹林化した状態でした。意見としまして、申請人はお茶を取り除き、今まで許可された農地同様、草地として利用し、将来は外国人実習生の宿泊施設、研修施設の建設を考えているそうです。地域集落の活性化にもつながることから許可は妥当かと思われます。審議方、よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。4件一括して審議に入ります。
これより質疑に入ります。質問のある方は、受付番号を言ってからお願いします。
農業委員、推進委員の皆さんからご意見等ありませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第121号、受付番号1番から4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第121号、受付番号1番、受付番号2番、受付番号3番、受付番号4番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第122号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は2件です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局： それでは、13ページの議案第122号の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

(議案第 122 号 議案書の読み上げ)

今回 2 件ございますが、関連がございますので一括審議をお願いします。受付番号 1 番の資料については、14 ページから 24 ページまでございます。受付番号 2 番については、25 ページから 35 ページまでとなっておりますが、申請後の差し替えが生じておりますので、本日お配りしました差し替え資料の 6 ページから 15 ページまでをご覧ください。

なお、農地の区分と転用目的は問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡潔をお願いします。

1 2 番： はい。

議 長： 横原委員どうぞ。

1 2 番： 12 番、横原です。6 月 19 日、事務局、会長、私、吉永委員、吉田推進委員と申請代理人で現地を調査しましたので、報告します。申請地は、〇〇公民館から西に行った〇〇沿いにあり、〇〇集落に隣接しております。現地は数年前まで有畜農家が牧草地として耕作しておりましたが、現在は耕作されておらず、荒れた状態でした。土地の有効利用からも許可をしてもよいのではないかと思っておりますが、南側の谷には〇〇があり生活道もあることから、流末処理に関する回答書も未だ届いていないことから事務局の補足をいただき、審議をよろしくをお願いします。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。補足でございますが、本日お配りしました資料の 15 ページをお開きください。ただ今、横原委員からございました、申請地の南側に〇〇が通っていると、現地調査時に話しになったのが、農地法外の部分に設置された風力発電施設設置個所からの土砂の流出が見られるという報告を受けておまして、それを踏まえ、代理人である行政書士に質問をしたものであります。これにつきましては、受付番号 2 番を含めて 3 筆共通であります。(質問内容と回答を説明) 以上です。

議 長： ありがとうございます。

これより質疑に入りますが、瀬戸山推進委員に関する議題の提出もございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退室していただきます。

(瀬戸山推進委員 退席)

それでは、受付番号 1 番、2 番について関連がありますので、一括して審議をいたします。

質問のある方は、受付番号を言ってからお願いします。

農業委員、推進委員の皆さんからご意見等ありませんか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。本日、資料の差し替えがあったわけですが、資料の差し替えに至った理由については、本日お配りした資料の6ページをお開きください。受付番号1番の申請が提出された時点で、事務局から申請代理人に質問をした一覧でございます。これに対して、差し替えが生じたということでございます。(質問内容、回答について説明)
受付番号2番については、9ページになっております。これも受付番号1番と同様に、事務局から申請代理人に質問をした一覧でございます。(質問内容、回答について説明)

議長： ありがとうございます。
皆様の方から、ご質問等ございませんか。

2番： はい。

議長： 富田委員どうぞ。

2番： 2番、富田です。譲受人の職業がフリーランスとなっており、質問の回答書では営業事務及び経理となっていますが、この方がしっかりと工事をされるのか、この方が中間に入ってらっしゃるのか、そのあたりまで調査が及んでいるのかどうなのか。〇〇さんが別の方に転売することになったら、問題になるのではないか気になります。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。今、富田委員がおっしゃられたとおり、私も気になりましたので、県に確認したところでございます。県の回答としましては、できれば職業を明らかにしてほしい、ということだったので、申請代理人に確認をしたところ6ページのような回答が出されたところでした。それとあわせて、個人名での申請は可能なのかと確認したところ、個人でも可能だと、事業計画がしっかり立てられていれば、問題はないと県から回答をいただいております。

議長： 富田委員、よろしいですか。

2番： はい。

議長： 他にございませんか。

2番： はい。もう一件です。

議長： 富田委員どうぞ。

2番： 今まで〇〇地区で太陽光発電なりが何件か申請があったわけですが、その進捗状況はどうなっていますか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 詳細な数字は手持ちにございませんが、太陽光発電施設については概ね、建設されているようです。ただ、風力発電施設については、おそらく進捗率は20パーセント以下ぐらいではないかと思っております。許可後に、工事状況報告書というものを提出いただくわけですが、その回答内容を見れば、風量の精査中などの回答で提出されており、設置については、大幅に遅れている状況です。

2 番： 分かりました。

8 番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

8 番： 8番、田淵です。太陽光は終わったというような話を聞きますが、まだ、相当残っている状況なのですか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 田淵委員が終わったと聞かれたのが、経済産業省の認可申請が今現在、終了していることだと思います。以前、経済産業省から認可、IDと言われておりますが、IDを取得されている土地については、その許可自体は有効であります。今後、申請がすべてなくなるということではなく、そのIDを持っている土地については、条件さえ整えば申請が出されるのもだと考えます。

8 番： 業者は、まだ相当そのIDを持っているものなのですか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。経済産業省から認可を受けている一覧を見れば、南大隅町でも相当数は残っている状況です。ただ、今のコロナ禍での資金繰りなどで許可を放棄することもあるのではないかと考えております。あと、そのIDについては、農業振興地域内であろうが、1種農地であろうが2種農地であろうが、取得することはできますので、ID取得後に農振の変更や5条申請の手続きが必要となってくるわけです。

議長： 田淵委員、よろしいですか。

8 番： はい。

議長： 他にございませんか。

(なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第122号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 129 号、受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に議案第 122 号、受付番号 2 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 122 号、受付番号 2 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

(瀬戸山推進委員 着席)

議 長： 次に議案第 123 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、36 ページの議案第 123 号の議案書をご覧ください。農業振興地域整備計画の変更に係る意見については 2 件です。

(議案第 123 号 議案書の読み上げ)

事務局： 申請件数 2 件でございますが、関連がございますので一括審議でお願いいたします。受付番号 1 番の資料については、37 ページから 46 ページ、受付番号 2 番の資料については 47 ページから 57 ページです。それぞれお目通しください。よろしく申し上げます。

議 長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡潔にお願いします。

1 2 番： はい。

議 長： 横原委員どうぞ。

1 2 番： 12 番、横原です。6 月 19 日、事務局、会長、私、吉永委員、吉田推進委員と申請人の代理人と現地調査を行いましたの報告します。現地は〇〇公民館より西に行った〇〇沿いにあります。調査日は雨模様で現地まで立ち入ることができませんでしたが、私が狩猟、有害駆除で何度も確認しておりますが、私の知る限り 5 年程前までは有畜農家が牧草地として利用されていたが、現在は耕作されておらずカヤ、雑木、竹等が茂り、荒廃化している状態でした。申請人はこの土地に太陽光発電施設を整備する考えですが、このままでは荒廃化が進むことから土地の有効利用の観点から許可は妥当と思われる。なお、申請に関しては分筆、また、譲渡人の〇〇さんですが、申請受付が 6 月 10 日ですが、6 月 7 日に亡くなっておられます。この点を事務局から補足をしていただき、審議の方をお願いします。

議 長： ありがとうございます。
事務局どうぞ。

事務局： はい。ただ今、横原委員からございましたとおり、申請人の〇〇さんは6月7日にお亡くなりになっておられます。39ページをお開きください。39ページの右上ですが、令和2年6月10日、訂正前が4月30日になっております。4月30日に一旦、提出があったわけですが、不足資料、訂正が多々ありましたので、経済課の担当より再度提出を依頼したところ、6月10日で再提出されたものです。横原委員がおっしゃられたとおり、お亡くなりになられている以上、6月10日付けの申請は成り立たないと思われまますので、承認はどうかと考えます。

議長： お聞きのとおりでございます。

議長： これより質疑に入りますが、瀬戸山推進委員に関する議題の提出もでございます。よって、南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退室していただきます。

(瀬戸山推進委員 退席)

それでは、受付番号1番、2番について関連がありますので、一括して審議をいたします。

質問のある方は、受付番号を言ってからお願いします。
農業委員、推進委員の皆さんからご意見等ありませんか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。本日お配りしております資料の17ページをお開きください。農業振興地域の図面となっておりますが、申請地は左上の斜線の部分となっております。着色部分は農用地区域内となっております。変更の条件としましては、外周部に位置していることが条件となっておりますので、変更については問題ないと思われまますが、先ほど申し上げましたとおり、譲渡人がお亡くなりになっていることを考えれば、今回の申請は成り立たないと事務局としては考えます。本日現在、譲受人である〇〇より南大隅町長に対して取り下げ願いは提出されておられませんので、承認、不承認の審議をお願いします。なお、6月19日の現地調査の際に、吉永委員から申請代理人にはその旨を伝えられており、経済課の担当からも代理人の行政書士には亡くなっている旨は伝えてあります。

議長： 皆様の方からご質問はありませんか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。関連しまして、〇〇さんのご主人が存命なので、相続についてはすぐに手続きが可能なので、今回、不承認であっても相続を済ませて申請日を変えてから、同じ内容で申請されるのではないかと考えます。もう一点です。先ほどの農地法第5条では〇〇と個人名で申請をされております。この農振の変更では、〇〇となっております。そこも確認しましたら、農地法第5条については個人名で、農振変更については会社名でということでした。

8 番： ○○社員というのは。

2 番： ○○なので、代表ではないということです。個人持分の会社ということです。

議 長： 受付番号 1 番並びに 2 番については、申請に不備があるということで、取り下げということによろしいでしょうか。来月にでも改めて、申請していただくということにいたします。

(瀬戸山推進委員 着席)

議 長： 暫時、休憩といたします。

(暫時、休憩)

議 長： 休憩前に引き続き、再開いたします。

議 長： 次に議案番号 124 号、非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、58 ページの議案第 124 号の議案書をご覧ください。
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は 1 件です。

(議案第 124 号 議案書の読み上げ)

受付番号 1 番の資料については、59 ページから 61 ページです。それぞれお目通しください。よろしく申し上げます。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔に申し上げます。

5 番： はい。5 番、淵脇です。

議 長： 淵脇委員どうぞ。

5 番： 6 月 19 日に会長、田淵委員、半田推進委員、私、事務局と申請人の代理として、○ ○さんと現地を確認しました。現地につきましては、○○より南へ約 1 キロメートルいったところの○○自治会内にあると思いますが、当該地については、40 年以前は農地として利用されていたが、その後、杉を植林され現在に至っておりますが、現地に行った時には杉の売買がなされており、伐採がされておりました。意見としましては、植林をされてから年数も経過していることと、周囲も山林化されており今後、農地としての利用は困難であり、今回の非農地は妥当と思われまます。とはい。現地調査の報告については、事務局から説明をさせていただきたいと思ひます。審議をお願いします。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、参考資料が配布されておりますので、参考にしてください。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。いま会長からありましたとおり、本日お配りしております資料の 17 ページが現地調査時の写真です。淵脇委員からありましたとおり、若干、伐採をされております。18 ページが現況の航空写真と昭和 50 年の航空写真を添付しており、既に山林化していることがお分かりになるかと思います。19 ページにつきましては、非農地証明の内規で定めます、農振農用地外であることが条件であります、図面の中央部分の斜線の箇所が申請地になります。着色部分が農振農用地になりますので、申請地については農用地に含まれておりません。

議 長： それでは質疑に入ります。、農業委員、推進委員の皆さんからご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 124 号、受付番号 1 番については非農地書して証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 124 号、受付番号 1 番は非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 125 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 125 号 議案書の読み上げ)

63 ページの集計表並びに 64 ページから 67 ページの集積計画については、それぞれお目通しください。よろしく申し上げます。

議 長： これより質疑に入りますが、受付番号 19 番から 30 番に山之口推進委員に関する議題の提出がございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退室をお願いします。

(山之口推進委員 退席)

議 長： これより、質疑に入ります。ご意見等ございませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 125 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 125 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を
送付いたします。

(山之口推進委員 着席)

議 長： 次に本日、追加議案とします、議案第 126 号、令和元年度の目標及びその達成に向け
た活動の点検・評価並びに令和 2 年度の活動計画等の決定についてを議題といたします。
事務局より一括説明をお願いします。

事務局： 本日お配りしております追加議案資料の 1 ページ、議案第 126 号の議案書をご覧下
さい。

(議案第 126 号 議案書の読み上げ)

農業委員会は、毎年度、前年度の活動に対する点検・評価及び当該年度の目標とその
達成に向けた活動計画等の検討を行うこととなっており提案するものであります。
資料の説明については、担当から説明いたします。

事務局： 先ほど、局長より説明がありましたとおり、農業委員会は、毎年度、活動に対する点
検・評価及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画等の案を検討することとなっ
ており、また、それらを市町村のホームページなどで公表し、地域の農業者から意見・
要望等を募集することとなっております。寄せられた意見・要望を踏まえまして、毎年
度 6 月末までに前年度の活動に対する点検・評価結果と今年度の活動計画を地方農政局
に報告いたします。

(令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の資料に基づき説明)

議 長： これより、質疑に入ります。事務局からの令和元年度の目標及びその達成に向けた活
動の点検・評価に関する説明並びに令和 2 年度の活動計画に関する説明について、農業
委員・農地利用最適化推進委員の皆様で、ご意見のある方は挙手をお願いします。
ご意見、ご質問などありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議 長： 本件については農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんで採決いたします。

議 長： 議案第 126 号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 126 号は原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に議案第 127 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定についてを議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 追加議案資料の 13 ページの議案第 127 号の議案書をご覧ください。

(議案第 127 号 議案書の読み上げ)

14 ページをご覧くださいと思います。農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。方針、理由については、記載のとおりとなっておりますので、お目通しください。

なお、下限面積については昨年 6 月の定例総会で審議いただいた内容から変更はしておりません。よろしくお願いいたします。

議 長： これより、質疑に入ります。
農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様で、ご意見のある方は挙手をお願いします。

議 長： ご意見、ご質問などありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
本件については、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんで採決いたします。

議 長： 議案第 127 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 127 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については原案のとおり決定いたしました。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①行事予定について
②その他

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和 2 年 6 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員